

千代田区教育委員会教育長職務代理者の権限に属する事務の 臨時代理等に関する規程の概要

1 制定理由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年6月20日法律第76号。以下「改正法」という。）の施行に伴い、規程整備をする必要があるため。

2 規程の概要

改正法では、第13条第2項において、教育長が事故等で欠けたときは、あらかじめ指名した教育委員がその職務を行うこととされている。

しかしながら、教育委員は非常勤であるため、教育長職務代理者が行う職務のうち、具体的な事務の執行等、職務代理者自ら事務局を指揮監督して事務執行を行うことが困難である場合には、改正法第25条4項に基づき、その職務を教育委員会事務局職員に委任または臨時に代理させることが可能とされている。

また、改正法第13条第1項で規定された教育長の職務について、「教育委員会の会務を総理」とあるのは、旧法において委員長職務であった「教育委員会の会議を主宰」ことのほか、「教育委員会の権限に属するすべての事務をつかさどる」こと及び「事務局の事務を総括し、所属職員を指揮監督する」とこととされている。

これらを踏まえ、「教育委員会の会議を主宰」を除く、「教育委員会の権限に属するすべての事務をつかさどる」こと及び「事務局の事務を総括し、所属職員を指揮監督する」部分について、教育委員会事務局子ども部長に委任又は臨時代理させることができることについて、訓令を制定するもの。

3 施行日

公布の日から施行する。

4 その他

本規定の制定に伴い、関連する「千代田区教育委員会会議規則」の改正も必要となることから併せて改正する。

※参考

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（抄）
（昭和31年6月30日法律第162号）

（教育長）

第13条 教育長は、教育委員会の会務を総理し、教育委員会を代表する。

2 教育長に事故があるとき、又は教育長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員がその職務を行う。

（事務の委任等）

第25条 教育委員会は、教育委員会規則で定めるところにより、その権限に属する事務の一部を教育長に委任し、又は教育長をして臨時に代理させることができる。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事務は、教育長に委任することができない。

一 教育に関する事務の管理及び執行の基本的な方針に関すること。

二 教育委員会規則その他教育委員会の定める規程の制定又は改廃に関すること。

三 教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の設置及び廃止に関すること。

四 教育委員会及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員の任免その他の人事に関すること。

五 次条の規定による点検及び評価に関すること。

六 第27条及び第29条に規定する意見の申出に関すること。

3 教育長は、教育委員会規則で定めるところにより、第一項の規定により委任された事務又は臨時に代理した事務の管理及び執行の状況を教育委員会に報告しなければならない。

4 教育長は、第一項の規定により委任された事務その他その権限に属する事務の一部を事務局の職員若しくは教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員（以下この項及び次条第一項において「事務局職員等」という。）に委任し、又は事務局職員等をして臨時に代理させることができる。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（抄）
（平成26年6月20日法律第76号）

附 則

（旧教育長に関する経過措置）

第2条 この法律の施行の際現に在職するこの法律による改正前の地方教育行政の組織及び運営に関する法律（以下この条において「旧法」という。）第16条第1項の教育委員会の教育長（以下「旧教育長」という。）は、その教育委員会の委員（以下単に「委員」という。）としての任期中に限り、なお従前の例により在職するものとする。

2 前項の場合においては、この法律による改正後の地方教育行政の組織及び運営に関する法律（以下「新法」という。）第2章（第2条を除く。）、第25条、第26条、第34条、第37条、第38条及び第60条第6項の規定は適用せず、旧法第2章

（第2条を除く。）、第26条、第27条、第34条、第37条、第38条及び第60条第6項の規定は、なおその効力を有する。（以下、略。）

- 3 前項の場合においては、旧教育長の委員としての任期が満了する日（当該満了する日前に旧教育長が欠けた場合にあっては、当該欠けた日。附則第5条において同じ。）において旧法第12条第1項の教育委員会の委員長である者の当該委員長としての任期は、同条第2項の規定にかかわらず、その日に満了する。

千代田区教育委員会の権限委任に関する規則

平成12年7月25日教育委員会規則第23号

別紙参考のとおり

千代田区教育委員会事務局文書専決規則

昭和27年11月1日教育委員会規則第7号

別紙参考のとおり

千代田区教育委員会の権限委任に関する規則

平成12年 7 月25日教育委員会規則第23号

改正

平成14年 3 月26日教委規則第 6 号

平成15年12月24日教委規則第17号

平成18年 3 月14日教委規則第10号

平成20年 3 月25日教委規則第 5 号

平成23年11月22日教委規則第23号

平成27年 3 月24日教委規則第 6 号

千代田区教育委員会の権限委任に関する規則（昭和40年教育委員会規則第 6 号）の全部を改正する。
（通則）

第 1 条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「地教行法」という。）
第25条第 1 項の規定により千代田区教育委員会（以下「委員会」という。）の権限に属する事務の
一部委任については、特別の定めがあるものを除くほか、この規則の定めるところによる。
（教育長委任事項）

第 2 条 東京都教育委員会の事務処理の特例に関する条例（平成11年東京都条例第115号）第 2 条の表
1 の項から15の項までの規定により委員会が処理することとされた事務は、千代田区教育委員会教
育長（以下「教育長」という。）に委任する。

2 前項に規定するもののほか、次に掲げる事項は、教育長に委任する。

- （1） 学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成 7 年東京都条例第45号。以下「学校
職員勤務条例」という。）第 6 条の規定による区立学校職員（市町村立学校職員給与負担法（昭
和23年法律第135号）第 1 条に規定する教職員（以下「県費負担教職員」という。）及び千代田区
立九段中等教育学校教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成17年千代田区条例第
33号）第 2 条に規定する教育職員をいう。以下この項において同じ。）の週休日の変更に關する
こと。
- （2） 学校職員勤務条例第10条及び第11条の規定による区立学校職員の宿日直勤務及び超過勤務の
命令に關すること。
- （3） 学校職員勤務条例第14条の規定による区立学校職員の休日勤務の命令及び代休日の指定に關
すること。
- （4） 学校職員勤務条例第15条第 3 項及び第16条第 1 項の規定による区立学校職員の年次有給休暇
及び病気休暇の承認に關すること。
- （5） 学校職員勤務条例第17条第 1 項及び第18条第 1 項の規定による区立学校職員の特別休暇及び

介護休暇の承認に関すること。

- (6) 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第9条第1項の規定による区立学校職員の部分休業の承認に関すること。
- (7) 区立学校職員の出張命令、旅行許可、赴任延期及び欠勤届その他の届の処理に関すること。
- (8) 教育公務員特例法（昭和24年法律第1号。以下「教特法」という。）第23条第3項の適用を受ける区立学校において指導教員を命ずること。
- (9) 教特法第17条の適用を受ける区立学校職員の教育に係る兼職若しくは事業等の従事の承認に関すること。
- (10) 都立学校等に勤務する講師に関する規則（昭和49年東京都教育委員会規則第24号。以下「講師規則」という。）第11条に規定する研修命令に関すること。
- (11) 講師規則第15条に規定する勤務時間の割振りに関すること。
- (12) 講師規則第17条第3項に規定する勤務時間の振替えに関すること。
- (13) 講師規則第18条に規定する年次有給休暇の付与に関すること。
- (14) 講師規則第18条の2に規定する病気休暇の付与に関すること。
- (15) 講師規則第18条の3に規定する公民権行使等休暇の付与に関すること。
- (16) 講師規則第19条に規定する妊娠出産休暇の付与に関すること。
- (17) 講師規則第20条に規定する慶弔休暇の付与に関すること。
- (18) 講師規則第24条に規定する報酬の減額免除に関すること。
- (19) 区立学校長（園長を含む。）の事務引継に関すること。
- (20) 区立学校が計画する宿泊を伴う学校行事の承認に関すること。

3 千代田区立幼稚園に勤務する幼稚園教育職員（以下「幼稚園職員」という。）の勤務時間、休日、休暇等に関する事務のうち、次に掲げる事項は教育長に委任する。

- (1) 幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成12年千代田区条例第34号。以下「幼稚園職員勤務条例」という。）第4条第2項、第5条第2項及び第6条の規定による正規の勤務時間の割振り、週休日の指定及び週休日の変更に關すること。
- (2) 幼稚園職員勤務条例第7条及び第8条第1項の規定による休憩時間及び休息時間に関すること。
- (3) 幼稚園職員勤務条例第9条及び第10条の規定による宿日直勤務及び超過勤務の命令に関すること。
- (4) 幼稚園職員勤務条例第11条第1項及び第2項の規定による育児又は介護を行う幼稚園職員の深夜勤務の制限に関すること。
- (5) 幼稚園職員勤務条例第13条の規定による休日の振替に関すること。
- (6) 幼稚園職員勤務条例第14条の規定による休日勤務の命令及び代休日の指定に関すること。
- (7) 幼稚園職員勤務条例第15条第3項及び第16条第1項の規定による年次有給休暇及び病気休暇

の承認に関すること。

- (8) 幼稚園職員勤務条例第17条第1項及び第18条第1項の規定による特別休暇及び介護休暇の承認に関すること。
 - (9) 育児休業法第2条第1項及び第9条第1項の規定による育児休業及び部分休業の承認に関すること。
 - (10) 出張命令、旅行許可、赴任延期及び欠勤届その他の届の処理に関すること。
 - (11) 教特法第17条の適用を受ける幼稚園職員の教育に係る兼職若しくは事業等の従事の承認に関すること。
 - (12) 給料、旅費、その他の給与の支給事務に関すること。
 - (13) 扶養手当の認定及び給与の減額免除に関すること。
 - (14) 児童手当の認定及び支給に関すること。
 - (15) 地教行法第23条第8号の規定による研修に関すること。
- 4 千代田区立幼稚園（こども園を除く。）、小学校、中学校及び中等教育学校に勤務する千代田区長任命に係る職員（県費負担教職員を除く。以下「学校職員」という。）の勤務時間、休日、休暇等に関する事務のうち、次に掲げる事項は教育長に委任する。
- (1) 千代田区職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成10年千代田区条例第3号。以下「区職員勤務条例」という。）第5条の規定による週休日の振替等に関すること。
 - (2) 千代田区職員の勤務時間、休憩時間等に関する規程（平成10年千代田区訓令第4号）第6条第2項及び千代田区職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程（平成10年千代田区訓令第5号）第8条第2項の規定による勤務時間、休憩時間等の臨時変更に関すること。
 - (3) 区職員勤務条例第8条及び第9条の規定による宿日直勤務及び超過勤務の命令に関すること。
 - (4) 区職員勤務条例第9条の2第1項及び第2項の規定による育児又は介護を行う学校職員の深夜勤務の制限に関すること。
 - (5) 区職員勤務条例第11条の規定による休日の振替に関すること。
 - (6) 区職員勤務条例第12条の規定による休日勤務の命令及び代休日の指定に関すること。
 - (7) 区職員勤務条例第13条第3項及び第14条第1項の規定による年次有給休暇及び病気休暇の承認に関すること。
 - (8) 区職員勤務条例第15条第1項及び第16条第1項の規定による特別休暇及び介護休暇の承認に関すること。
 - (9) 育児休業法第2条第1項及び第9条第1項の規定による育児休業及び部分休業の承認に関すること。
 - (10) 研修、出張、旅行に関すること。
 - (11) 欠勤届、遅参届、早退届その他の届出に関すること。
 - (12) 職員の職務に専念する義務の特例に関する条例（昭和26年千代田区条例第23号）第2条の規

定による職務に専念する義務の免除の承認に関すること。

5 区長の権限に属する事務の委任等に関する規則（平成19年千代田区規則第46号）の規定により委員会が処理することとされた事務のうち、次に掲げる事項は教育長に委任する。

（1）子育て推進に関すること。

（2）青少年問題協議会の運営に関すること。

（3）区立保育園、区立児童館及び区立児童・家庭支援センターの施設の維持管理に関する事務

6 千代田区立幼稚園使用条例施行規則（昭和62年千代田区教育委員会規則第5号）に関する事務は、教育長に委任する。

（報告）

第3条 教育長は、前2条の規定により委任された事務のうち特に重要な事項について、委員会の求めに応じ、その管理及び執行の状況を委員会に報告するものとする。

（委任）

第4条 教育長は、この規則の施行について必要な事項を定めることができる。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の千代田区教育委員会の権限委任に関する規則の規定は、平成12年4月1日から適用する。

附 則（平成14年3月26日教委規則第6号）

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則（平成15年12月24日教委規則第17号）

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成18年3月14日教委規則第10号）

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成20年3月25日教委規則第5号）

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の千代田区教育委員会の権限委任に関する規則第2条第5項の規定は、平成19年4月1日から適用する。

附 則（平成23年11月22日教委規則第23号）

この規則は、公布の日から施行し、この規則による千代田区教育委員会の権限委任に関する規則第2条第6項の規定は、平成23年11月15日から適用する。

附 則（平成27年3月24日教委規則第6号）

1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

2 この規則の施行の際、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）附則第2条第1項の規定の適用がある場合は、同項の規定の適用がある間、この規則による改正後の千代田区教育委員会の権限委任に関する規則第3条の規定は適用しない。

千代田区教育委員会事務局文書専決規則

昭和27年11月1日教育委員会規則第7号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条に基づき制定

改正

昭和28年7月1日教委規則第10号
昭和31年10月1日教委規則第9号
昭和48年11月15日教委規則第15号
昭和50年5月13日教委規則第2号
昭和56年3月31日教委規則第2号
昭和59年3月27日教委規則第3号
昭和59年3月31日教委規則第12号
平成元年9月12日教委規則第5号
平成14年3月29日教委規則第22号
平成16年3月9日教委規則第2号
平成19年10月12日教委規則第27号
平成20年3月25日教委規則第3号
平成28年3月31日教委規則第3号
平成28年9月27日教委規則第12号

第1条 事案の決裁に関する権限の区分は別段の定あるものを除いては、この規則の定めるところによる。但し事案が異例若しくは疑義にわたるものは教育委員会（以下委員会と称する）の議決又は上司の決裁を受けなければならない。

第2条 委員会が議決する事案並びに教育長、部長及び課長による専決（以下「決裁」という。）の区分は、別表のとおりとする。

第3条 教育長は決裁の実施細目を定めることができる。

第4条 回議文書には第2条の決裁区分に従ってそれぞれ甲、乙、丙の標示を欄外に記入しなければならない。

第5条 教育長が出張又は休暇その他の事故により不在（以下「不在」という。）であるときは、部長がその事案を代決する。

第6条 部長が不在のときは、主管課長がその事案を代決する。

第7条 課長が不在のときは、庶務担当係長がその事案を代決する。

第8条 前3条の規定により代決できる事案は、特に至急に処理しなければならない事案に関するものとする。ただし、特に重要又は異例に属する事案については、代決することができない。

第9条 前条の規定により代決した事案は、事後速やかに決裁区分に従い閲覧を受けなければならない。

附 則

この規則は、昭和27年11月1日からこれを施行する。

附 則（昭和28年7月1日教委規則第10号）

この規則は、公布の日から施行し、昭和28年6月26日からこれを適用する。

附 則（昭和31年10月1日教委規則第9号）

この規則は、公布の日より施行する。

附 則（昭和48年11月15日教委規則第15号）

この規則は、公布の日から施行し、昭和48年7月1日から適用する。

附 則（昭和50年5月13日教委規則第2号）

この規則は、公布の日から施行し、昭和50年4月1日から適用する。

附 則（昭和56年3月31日教委規則第2号）

この規則は、昭和56年4月1日から施行する。

附 則（昭和59年3月27日教委規則第3号）

この規則は、昭和59年4月1日から施行する。

附 則（昭和59年3月31日教委規則第12号）

この規則は、昭和59年4月1日から施行する。

附 則（平成元年9月12日教委規則第5号）

この規則は、平成元年10月1日から施行する。

附 則（平成14年3月29日教委規則第22号）

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則（平成16年3月9日教委規則第2号）

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成19年10月12日教委規則第27号）

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の千代田区教育委員会事務局文書専決規則の規定は、平成19年4月1日から適用する。

附 則（平成20年3月25日教委規則第3号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成28年3月31日教委規則第3号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成28年9月27日教委規則第12号）

この規則は、平成28年10月1日から施行する。

別表（第2条関係）

	教育委員会 （議決）	教育長 （甲）	部長 （乙）	課長 （丙）
（１）	区教育行政の運営に関する一般方針に関すること。			
（２）	事務事業の基本的な方針及び重要な計画の設定、変更又は廃止に関すること。	方針の確定している事務事業の計画の設定、変更又は廃止に関すること（重要な計画に関することは除く）。	計画の確定している事務事業の執行に関すること。	
（３）	教育予算その他区議会の議決を経るべき事案についての意見の申出に関すること。			
（４）	教育財産の取得の申出及び用途の廃止に関すること。			
（５）	委員会及び委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員の任免、附属機関の構成員の任免及びその他の人事に関すること。	所属職員の人事の内申に関すること。	非常勤職員（付属機関の構成員を除く。）の任免に関すること。	所属職員の事務分掌に関すること。
（６）	千代田区立学校教育職員の懲戒及び分限に関すること。			
（７）		部長又はこれに準ずる職にある者（以下「部長等」という。）の服務に関すること。	課長又はこれに準ずる職にある者（以下「課長等」という。）の服務に関すること。	所属職員の服務に関すること。
（８）		学校長の服務に関すること。		
（９）	委員会規則及び訓令に関すること。	軽易な訓令改正に関すること。		
（１０）				諸証明に関すること。
（１１）				文書の受理に関すること。
（１２）	教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価に関すること。			
（１３）	特に重要な事項に関する報告、答申、進達及び副申に関する	重要な事項に関する報告、答申、進達及び副申に関する	定例的な事項に関する報告、答申、進達及び副申に関する	

	ること。	と。	こと。	
(14)	特に重要な告示、公示、公表、情報公開、通達、協議、諮問、申請、照会、同意、回答、及び通知に関すること。	重要な告示、公示、公表、情報公開、通達、協議、諮問、申請、照会、同意、回答及び通知に関すること。	定例的な告示、公示、公表、情報公開、通達、協議、諮問、申請、照会、同意、回答及び通知に関すること。	軽易な事項に関する情報公開、報告、申請、照会、回答及び通知に関すること。
(15)	特に重要な許可その他の行政処分に関すること。	重要な許可その他の行政処分に関すること。	定例的な許可その他の行政処分に関すること。	
(16)	審査請求の裁決及び重要な訴訟に関すること。	審査請求（裁決を除く。）及び訴訟に関すること（重要な訴訟に関することを除く）。		
(17)		予定価格が3,000万円以上の工事・製造その他の請負、委託及び役務の提供に関すること。	予定価格が1,000万円以上3,000万円未満の工事・製造その他の請負、委託及び役務の提供に関すること。	予定価格が1,000万円未満の工事・製造その他の請負、委託及び役務の提供に関すること。
(18)		予定価格が1,000万円以上の物件の買入れ、売払い又は借入れ・貸付けに関すること。	予定価格が500万円以上1,000万円未満の物件の買入れ、売払い又は借入れ・貸付けに関すること。	予定価格が500万円未満の物件の買入れ、売払い又は借入れ・貸付けに関すること。
(19)			別に定めがあるもののほか、支出負担行為に関すること。	
(20)	特に重要な広報に関すること。	重要な広報に関すること。	定例的な広報に関すること。	
(21)	前各号のほか、特に重要又は異例に属すること。	前各号のほか、委員会の議決を受けるべき事案にあてはまらない事項に関すること。	前各号のほか、教育長の決裁を受けるべき事案にあてはまらない事項に関すること。	前各号のほか、部長の決裁を受けるべき事案にあてはまらない事項に関すること。